

# 西坂税理士事務所だより

発行人 税理士 西坂竹美

事務所 熊本市東区沼山津1-9-21  
〒861-2102 TEL (096) 214-7101  
FAX (096) 214-7102

## ヒントヒント

**一考二案** 朝日文庫から松浦弥太郎著「考え方のコツ」という本が出ています。暮らしの手帖の編集長が説く仕事と生活の指南書です。アイデアを出す。企画を立てる。解決策を探す。何か提案する。考える目的はいろいろですが、最初から、ひとつの答えにたどり着こうとすると、自由度が減り、冒険心がしほみ、頭が固くなる。しかし、答えを二つにすると多少余裕ができます。アイデアを二つ考える癖をつけると、思考が偏らずにすみます。次に大切なのは、A案とB案をもとにして、C案を考えることです。このC案こそオリジナルのアイデアであり、自分だけの発明です。インターネット等で調べた借物の知識ではないからです。

## 税務 ミニガイド

信販会社の加盟店が、クレジットカードによる顧客への販売代金から差引かれるクレジット手数料については、金銭債権の譲受けとして、消費税の非課税取引となります。

したがって、名称が手数料であったとしても、仕入税額控除の対象にはなりません。



## ヒントヒント



## 非居住者等に係る源泉徴収

### □非居住者等に係る源泉徴収

非居住者または外国法人（非居住者等）に対して、国内において源泉徴収の対象となる国内源泉所得の支払いをする者は、その支払いの際、所得税および復興特別所得税を源泉徴収して、税務署に納付する義務があります。

ここでは、不動産の譲渡と不動産の賃貸借に係る源泉徴収について、確認していくことにしましょう。

### □不動産の購入

非居住者等から日本国内にある土地等を購入して、その譲渡代金を国内で支払う者は、非居住者等に対して対価を支払う際に、10.21%の税率で、所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

ここで、土地等とは、土地または土地の上に存する権利、建物およびその付属設備、構築物をいいます。

源泉徴収義務者には「土地等の譲渡対価の支払をする者」がすべて該当することになりますので、法人や事業所得者はもちろん、一般的なサラリーマンなども対象となります。

### □源泉徴収不要の場合

個人が、自己またはその親族の居住の用に供するために、非居住者等から土地等を購入した場合であって、その土地等の譲渡対価が1億円以下である場合には、源泉徴収をする必要はありません。

### □不動産の賃借

非居住者等から日本国内にある不動産を賃借して、日本国内に賃貸料を支払う者は、非居住者等に対して賃貸料を支払う際に、20.42%の税率で、所得税および復興特別所得税を源泉徴収しなければなりません。

ここで不動産の賃貸料とは、国内にある不動産、不動産の上に存する権利の貸付けによる対価、採石権の貸付けの対価、租礦権の設定による対価、船舶や航空機の貸付けの対価をいいま



○「夏も近づく八十八夜～」は、唱歌「茶摘」。ここに出てくる八十八夜とは、立春から数えて88日目、今月の1日に当たります。春から夏へ移る境目の時期として、新茶の茶摘みのほか、農作業の目安とされていました。日本列島は南北に長いので、新茶のシーズンと八十八夜が重なるのは京都あたりか。お茶の生産量の1位は静岡県。2位は意外や鹿児島県。



す。

### □源泉徴収不要の場合

個人が自己またはその親族の居住の用に供するために、非居住者等から不動産を借り受けている場合には、源泉徴収をする必要はありません。

会社が、海外赴任者の自宅を借り上げて、他の社員に社宅として貸し付けるような場合は、賃借人が個人ではなく会社ですから、たとえその社員の居住用であっても、源泉徴収不要の場合には該当しませんので、注意する必要があります。

### □源泉徴収税額の納付

非居住者等に対して、国内において支払った不動産の譲渡対価、不動産の賃貸料から源泉徴収した所得税および復興特別所得税は、原則として、支払った月の翌月10日までに納付する必要があります。

また、非居住者等に対して不動産の譲渡対価、不動産の賃貸料を国外で支払う場合であっても、支払者が国内に住所、居所または事務所等を有するときは、国内での支払いとみなして、源泉徴収しなければなりません。この場合の納付期限は、支払った月の翌月10日ではなく、支払った月の翌月末日となります。

## 通勤手当の非課税限度額

一月額10万円から15万円へ

今回の税制改正で通勤手当の非課税限度額は現行の月額10万円から月額15万円に引き上げられました。適用時期は、平成28年1月1日以後の通勤手当から適用されることになります。

(1)考え方 給与所得を有する者で通勤者が、その通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとして通常の給与に加算して受ける通勤手当のうち、一般の通勤者につき通常必要であると認められる部分のうち「一定の金額」については、非課税とされています。

(2)「一定の金額」とは 通勤のための運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法による乗車券の価額をいいます。1月当たりの金額が15万円（旧10万円）を超えるときは1月当たり15万

円となりました。なおこの場合、新幹線を利用した場合に要する運賃の額も含まれますが、いわゆるグリーン料金は含まれません。

今回の改正は、通勤圏拡大を考慮して15年振りに10万円から15万円に引き上げられました。

なお、平成26年10月には人事院勧告を受け、自動車その他の交通用具を使用している人に支給する非課税となる通勤手当の限度額が拡大され片道55km以上の枠が新設されています。

(3)法人税関連 所得税において非課税となる通勤手当等については、その金額は旅費交通費として損金に算入できます。一方、所得税において非課税とならない通勤手当については、それを支給された役員又は従業員に対する給与として処理されることになります。

(4)消費税関連 通勤手当等のうち、その通勤者がその通勤に必要な交通機関の利用又は交通用具の使用のために支出する費用に充てるものとした場合に、その通勤に通常必要であると認められる部分の金額は、課税仕入れにかかる支払対価に該当します。

### ナマの税務相談室

**Q** 知人AさんBさんご兄弟が、ご尊父甲の死亡による相続税の申告を済ませホッとしていたところ、今まで全く面識のなか

ったCが甲氏の実子であるということを、弁護士を通して申し出て参りました。

**A** それはまた事件でしたね。でも、それに類した事案は時々お目にかかります。どうぞお話を。

**Q** Cが認知の訴えを裁判所に提起し確定したことを知らせてきました。AさんもBさんも申告を済ませ税金も納めています。今後どのような対処をしていくべきかご指導のほど宜しくお願ひいたします。

**A** 基本的なことを最初に申し上げます。子に係る認知の訴えが認められてその裁判が確定すると、その子は認知すべきであった者の子としての法律上の権利を取得し、死後認知の場合には被相続人の相続人としての権利義

務を取得することになります。

死後認知の確定により、相続人となった子は、当然にその被相続人の遺産についての相続権を有するので、遺産分割協議等の分割手続きにも参加することになりますが、今回の場合、AとBとの間で分割協議も終え、税務申告もしています。

このようなケースでは、現実的に分割協議のやり直しは大変で最初の分割協議が無駄になります。そこで民法は、被認知者には格別不利にならないように配慮しつつ、既に遺産を取得した相続人に対する「価額弁償」としての金額等の価額による請求権のみを認める措置を定めています。今回の税務申告は、相続人間のやりとりを重ねて、最終的に弁済すべき支払額確定を知った日の翌日から4か月以内に行なうことが宜しいかと思います。

[参考] 民法910条、相続税基本通達32—3

ナマの税務相談室

## 法人利子割が創設から 28年間経過で消滅した

**都** 市銀行の普通預金の利払期は2月と8月です。普通預金の受取利息は、利息支払明細書が送られて来ない場合、通帳に記載された受取利息の金額から逆算して、源泉徴収された所得税や復興特別税、利子割額を求めます。他の受取利息の分も併せて計算された利子割額は法人都道府県民税の申告で、税額控除され、控除しきれない額がある場合には還付されます。これは、法人の受取利息が、法人の課税所得に含まれることから、二重課税を排除するための手続として行われます。

**二** の会計処理と申告手続に変化が起きています。平成28年1月1日以後に法人の受取利息に対する利子割の制

度が廃止されたからです。

**法** 人都道府県民税の申告書を見ると、「利子割還付額の均等割への充当」という欄があり、納税者が「希望する」「希望しない」を選択して、手続をすることができるようになっています。10年ほど前から設けられているもので、納税者に利便性を提供するためにと解説されています。

**本** 当は、課税当局の事務と金銭負担の回避が本音です。利子割の課税徴収は、利子の支払金融機関所在都道府県です。法人が複数の金融機関口座を持っている場合には、それぞれの口座で利子割が源泉徴収されます。利子割額の控除、還付は、法人の主たる事務所所在都道府県で一括処

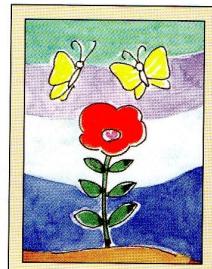
理するため、都道府県間で精算しなければなりません。また、7割の法人が赤字申告という状況の中では、利子割還付は普遍的であり、数円程度の還付に数百円の振込料を負担する実態に悲鳴を上げていたのが眞実のところです。

**利** 子割の制度は、昭和62年度の税制改正で創設され、昭和63年4月から実施されたものです。当時は、金融機関が個人と法人の口座を区別することが困難なので、区別なく適用することとされました。現在では、ペイオフや本人確認法、犯罪収益移転防止法などの制度に対応してきた結果、利子割制度から法人を全面的に適用除外することが厳密に可能となっています。

**来** 年の今頃の法人都道府県民税申告書からは、利子割控除と均等割りへの充当との欄は消えているはずです。

物事に敏感で自分なりの価値判断を持つていて、「細心」といいます。  
気が小さいことは人生の武器なのです。

(精神科医 斎藤茂太)



5月立夏、20日小満。  
5月には、個人の道府県民税・市町村民税の特別徵収税額の通知があります。  
特別徵収は6月からです。  
「薰風や打つべく口に入れし釘夕爾」  
中。旅もよし、読書もよし、日曜大工も又よしです。

### 5月の税務メモ

- (国 税)
- 4月分源泉所得税の納付（特例適用者を除く）
  - 特別農業所得者の承認申請
  - 3月決算法人の確定申告
  - 9月決算法人の中間（予定）申告
  - 所得税確定申告の延納申請分の納付

- (地方税)
- |     |                   |
|-----|-------------------|
| 10日 | ○4月分個人住民税特別徵収分の納付 |
| 16日 | ○3月決算法人の確定申告      |
| 31日 | ○9月決算法人の中間（予定）申告  |
| 〃   | ○鉱区税の納付           |
| 〃   | ○自動車税の納付          |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。